

## 令和7（2025）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務委託仕様書

本仕様書は、とちぎ未来クラブ（以下、「甲」という。構成団体等は <https://www.tochigi-mirai.jp/about/group.html> を参照。）が発注する令和7（2025）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン展開業務（以下、「委託業務」という。）を受託する者（以下、「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

### 1 業務名

令和7（2025）年度「喜びのある子育て」推進キャンペーン業務

### 2 業務の目的

2023年の本県出生数は9,958人となり1970年代から3分の1程度まで減少し、また、2023年の合計特殊出生率は全国平均1.20を下回る1.19と過去最低を更新するなど少子化が深刻さを増すなか、県や市町が実施する子育て関連施策等の効果をより高めていくためには、県民一人ひとりに対し、子育てについて前向きに受け止めてもらうことが重要である。

このため、市町やマスコミ、県内企業等が一体となり、子育てにおける「喜び」をポジティブにPRし、県内に訴求するためのキャンペーンを展開することにより、少子化の一つの要因と考えられる「子育ては大変」というネガティブなイメージの改善を目指し、子育てのポジティブな面である「子育てで感じる『喜び』」を広く訴求していく。

### 3 委託予定期間

契約締結の日から令和8（2026）年3月31日まで

### 4 業務の内容

委託業務の内容は、以下(1)～(3)に掲げるとおりとする。

なお、委託業務の実施に当たっては、甲と協議しながら進めるものとし、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、甲と協議し、その指示に従うこと。

#### (1) キックオフイベント

メッセージ性を高めるため、甲の会長である栃木県知事がキャンペーンのキックオフを宣言するとともに、甲の構成団体等のトップが業界全体での取組等を宣言する。本事業を訴求する主なターゲットは、県民・企業等とする。

##### ア 日程

- ・8月23日（土）とすること。
- ・全体での来場者は、500名程度の来場を想定している。なお、実際の来場者数により委託料の変更はしない。

##### イ 会場案

- ・宇都宮市内の催事場を想定。
- ・駐車スペースのある会場とすること（有料、無料を問わない）。

##### ウ イベントの内容

(ア) メインセレモニー

開催時間は13時30分から2時間程度を目安とする。

なお、実施に当たっては、ニュースや記事になるようメディアへの周知を必ず行うこと。

a 第1部

- ・知事（とちぎ未来クラブ会長）によるキッフオフ宣言
- ・とちぎ未来クラブによる「喜びのある子育て」の実現に向けた取組宣言

b 第2部

- ・栃木県少子化対策アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）による基調講演
  - ・アドバイザー、著名人、行政・団体関係者によるパネルディスカッション又は対談
- なお、著名人は、こどもぎゅーっとちぎPR動画出演者のほか、子育ての喜びについての話が可能と見込める注目度の高い著名人でも可能とする。
- これらを踏まえ、より高い啓発効果が期待できる実施方法及び著名人を企画提案書に明記すること。

(イ) 出展コーナー

- ・「喜びのある子育て」の推進に関するとちぎ未来クラブ構成団体等による取組紹介を実施すること。（10団体程度を想定。選定は甲が実施する。）
- なお、「喜びのある子育て」の推進に向けた業界団体または加盟企業等としての取組紹介、本来の団体活動のPRなどを行ってもらい、行政・関係団体等が丸一となって、「喜びのある子育て」の推進や子育て支援、少子化対策に取り組んでいることを県民に発信できるものとする。

(ウ) アンケートの実施

- ・参加者に対し、QRコード読み取り式のアンケートを実施すること。
- なお、イベント参加を契機に、結婚やこどもを持つということに対する気持ちや考え方（価値観）、自身の行動にどんな変化が生じたかを確認するため、「来場時（8月）」と「数か月経過した年度末（3月）」の2回セットを前提としたアンケートを行い、本事業の効果を検証すること。- ・アンケートの回収率を高めるための、アンケート協力者への記念品（「子育て世帯向けの施設利用優待券」を想定）の購入・発送を実施すること。（記念品の購入・発送は30名を想定）

なお、記念品の選定については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、記念品の購入金額については、1品当たり3,000円程度とすること。

また、発送日時等の詳細については、甲と協議し決定するものとする。

エ 業務の内容

(ア) メインセレモニー（第1部及び第2部）関連業務

- a 本業務の総合的な企画、制作、運営
  - b 出演者との交渉、運営調整等
  - c 運営マニュアル、ステージ台本等の作成
- 開催の20日前までには提出すること。校正は最低5回とすること。

- d 運営ディレクター等の派遣、配置
- e 運営スタッフの確保、教育、管理  
企画提案書に運営スタッフの人数を明記すること。
- f 本業務に必要な物品調達、設営、準備、警備、撤去、後片付け、イベント保険への加入に要する手続き（事故時の対応を含む）や費用負担
- g 雨天、危機管理対策計画の立案
- h メディアへの周知

(イ) 出展コーナー関連業務

- a 出展者との各種調整
- b 出展者説明会の開催及び資料作成
- c 官公庁等への諸届出、許認可等の取得
- d 本業務に必要な物品調達、設営、準備、警備、撤去、後片付け、イベント保険への加入に要する手続き（事故時の対応を含む）や費用負担
- e 雨天、危機管理対策計画の立案

(ウ) アンケート関連業務

- a QRコードを活用したアンケートの実施・回収（2回）
- b 記念品の準備・発送
- c アンケート結果の分析・分析結果報告資料の作成・提出

(エ) 共通業務

- a スケジュール案の提出  
キックオフイベント開催までのスケジュール案を示すこと。
- b 実施体制の提示（再委託（想定）含む）
- c 事業周知  
チラシやポスターの印刷・配布、Webページ、SNSによる発信等により、本事業の周知を図ること。  
なお、Webページは甲が制作・運営する（経費は甲が負担）が、構成やデザイン案を提示すること（別紙1：Webページの構成等を参照）。  
甲が制作するWebページは、栃木県子育て支援ポータルサイト（以下、「とこぼ」という。<https://tocopo.pref.tochigi.lg.jp/>）に格納することとするため、必要に応じて「とこぼ」運営・保守管理委託事業者とサブドメインの設定等の調整を行うこと。  
また、Webページは、パソコン及びスマートフォンでの閲覧に最適化させること。
- d 連絡調整のための会議や打合せの開催及び資料作成
- e 議事録の作成（提出期限は打合せから2開庁日以内とする）
- f 受付、誘導、清掃、ごみ処理等
- g 運営スタッフ等への昼食の確保・配付（必要に応じて実施）
- h その他、本業務の円滑な運営のため、甲と乙で協議し決定した事項

(2) 啓発コンテスト

- ア 啓発コンテスト（以下、「コンテスト」という。）の開催  
県民参加型のイベントとして啓発コンテストを実施することにより、子育ての喜びやポジティブ

ブな面について県民への広い訴求を図る。本事業を訴求する主なターゲットは、こどものいる世帯とする。

(ア) コンテストの概要

- ・以下のとおり「子育て」をテーマとするエピソード・川柳、写真・動画等を募集し、入選作品を表彰する。入選作品については、県民による投票（以下、一般投票とする。）の結果を踏まえ、審査員による審査により選定するものとする。
- ・実施に当たっては、結婚やこどもを持つことを希望する未婚者から多子世帯まで、幅広い層に訴求できるようテーマを複数設定し、こども部門を設け、大人・こどもの双方向の目線から「喜び」を共有できるものとする。

なお、想定する区分構成を以下のとおり参考として示すが、より高い啓発効果が期待できる区分構成案（部門名、応募テーマ区分、訴求内容、訴求対象）を、その理由とともに企画提案書に明記すること。

○スケジュール等

<概要>	
作品募集期間	令和7(2025)年8月上旬～9月上旬（予定）
一般投票期間	令和7(2025)年9月中旬～10月中旬（予定）
審査	令和7(2025)年10月中旬（予定） 審査員7名（県関係2名、とちぎ未来クラブ構成団体等の外部5名を想定）
結果発表	令和7(2025)年10月下旬（予定）
受賞者表彰式	令和7(2025)年11月下旬（予定）
受賞作品展示	令和7(2025)年11月下旬～令和8(2026)年3月中旬（予定）
入選作品	25点（テーマごとに最優秀賞1作品、優秀賞2～4作品（エピソード・川柳部門は2作品、写真・動画部門は4作品）とする）
※応募者は、甲が管理するホームページや「とこぼ」等で使用する目的で、甲（甲が許可した第三者を含む。）が応募作品を入選の有無にかかわらず無償かつ無期限に使用、掲載、転載、公衆送信などすることを了承するものとする。	
※1テーマ100作品以上、計700作品以上の応募を目標とする。	

○想定する区分構成

部門名（応募テーマ区分）		訴求内容	訴求対象	
エピソード・川柳部門	大人の部	①子育てしてよかった「子育てって楽しい」と思った瞬間部門	こどもを持つことの喜びや子育ての楽しさ	結婚やこどもを持つことを希望する未婚者・夫婦、一人っ子の世帯
		②一緒に子育てをする「パートナーに伝えたいありがとう」部門	男女協力による子育て（とも育て）の大切さ	一人っ子世帯、多子世帯
		③思わずほっこり「姉妹・兄弟エピソード」部門	複数の子を持つことで得られる喜び	一人っ子世帯
	こどもの部	④なかなか言えない「ママ・パパ、ありがとう」部門	こどもからの感謝で感じる「子育ての喜び」	結婚やこどもを持つことを希望する未婚者・夫婦、一人っ子の世帯
		⑤すごいよ聞いて「私のお姉ちゃん・お兄ちゃん・妹ちゃん・弟くん」部門	複数の子を持つことへの関心	一人っ子世帯
写真・動画部門	⑥ママもパパもびっくり「こどもの成長」を感じた瞬間部門	こどもを持つことの喜びや子育ての楽しさ	未婚者から多子世帯まで幅広い層	
	⑦家族と過ごす日常の「小さな幸せ」部門			

(イ) 業務の内容

a コンテスト事務局の運営

乙は、コンテスト事務局として以下の業務を行うこと。

- (a) 応募作品のデータ及び応募者の個人情報の收受及び管理
- (b) 応募者からの問い合わせ対応及び入選者との連絡調整（コンテスト入選者表彰式の被表彰者の旅費の支払い含む。旅費の算出は栃木県旅費規程に準拠すること。）
- (c) 入選者への記念品の手配

乙は、コンテスト入選者に贈呈する記念品を購入し、コンテスト入選者表彰式までに発送する（日時等の詳細については甲と協議し決定する）。

なお、記念品の選定は事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、それらの購入金額については、以下を参考とすること。

<記念品>

最優秀賞	7点（1点当たり 50,000 円程度）
優 秀 賞	18点（1点当たり 10,000 円程度）

- (d) 本コンテスト全体の応募作品数の集計及び随時報告
- (e) 一般投票の集計及び随時報告
- (f) 一般投票協力者の情報収集及び管理
- (g) 一般投票協力者への記念品手配

乙は、一般投票協力者に贈呈する記念品（「子育て世帯向けの施設利用優待券」を想定）を購入し、発送する。（記念品の購入・発送は100名程度を想定）

なお、記念品の選定については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、記念品の購入金額については、1,000円～2,000円程度とする。

また、発送日時等の詳細については、甲と協議し決定する。

- (h) 入選作品の本人確認作業
- (i) データ納品（データをHDD等に保存したものを成果物として納品すること。）
- (j) 乙が実施するコンテスト審査会の外部審査員に対する謝金の支払い作業（謝金についてはコンテスト事務局運営費用から支出すること。）
- (k) 入賞作品は様々な媒体を活用し、商業施設等で展示していくことから、各区分の最優秀賞1点及び優秀賞のうち1点の計14点については、4コマ漫画化等を行うこと。  
なお、4コマ漫画化等に要する経費は甲が負担するが、構成やデザイン案を入賞作品決定後に提示すること。

b Web ページの制作・運営

本コンテスト等に関する Web ページは甲が制作・運営する（経費は甲が負担）が、構成やデザイン案を提示すること（別紙1：Web ページの構成等を参照）。

甲が制作する Web ページは「とこぼ」に格納することとするため、必要に応じて「とこぼ」運営・保守管理委託事業者とサブドメインの設定等の調整を行うこと。

また、Web ページは、パソコン及びスマートフォンでの閲覧に最適化させること。

c コンテストの広報

作品募集に当たっては、チラシ・ポスター・SNS等を活用し、効果的な広報活動を

実施すること。

d スケジュール案の提出

コンテスト開催までのスケジュール案を示すこと。

e 実施体制の提示

実施体制について提示すること。（再委託（想定）含む）

イ 入賞作品の展示

コンテストの入賞作品を商業施設等で展示する。本事業を訴求する主なターゲットは、商業施設や県有施設への来訪者のうち、これから結婚、妊娠・出産、子育てを考える未婚者等とする。

(ア) 入賞作品展示の概要

- ・展示場所は、以下に示すとおり、多くのターゲット層の来場が見込める施設使用料（会場費）が無料の商業施設（6施設）及び県有施設（6～12施設）を想定しており、今後甲と協力して選定を進めること。

なお、企画提案書提出時においては、施設への照会・確認、接触等を行わないこと。

また、展示に要する施設使用料（会場費）については、見積書に計上しないこと。

想定する主な大型商業施設の例示	想定する主な県有施設の例示
FKD ショッピングモール宇都宮インターパーク	総合文化センター
ベルモール	博物館
イオン今市	衛生福祉大学校
イオンモール佐野新都心	日光霧降アイスアリーナ
イオンモール小山	とちぎ花センター
イオン栃木	なかがわ水遊園

- ・展示方法については、1施設における展示期間を1週間とし、2施設同時に隔週で開催し、計7週間実施することを想定している。
- ・展示場所及び展示方法の想定を踏まえ、実施に当たり、これから結婚、妊娠・出産、子育てを考える未婚者などを効果的かつ自然な形で取り込めるよう工夫することとし、その方法を企画提案書に明記すること。

(イ) 業務の内容

a 作品展示事務局の運営

乙は、作品展示事務局として以下の業務を行うこと。

- (a) 展示施設との交渉、運営調整等
- (b) 展示品の施設への搬入、設営、準備、撤去、後片付け
- (c) 官公庁等への諸届出、許認可等の取得

b アンケートの実施

- ・参加者に対し、QRコード読み取り式のアンケートを実施すること。

なお、イベント参加を契機に、結婚やこどもを持つということに対する気持ちや考え方（価値観）、自身の行動にどんな変化が生じたかを確認するため、「来場時（12月～2月）」と「数か月経過した年度末（3月）」の2回セットを前提としたアンケートを行い、本事業の効果を検証すること。

- ・アンケートの回収率を高めるための、アンケート協力者への記念品（「子育て世帯向けの施設利用優待券」を想定）の購入・発送を実施すること。（記念品の購入・発送は30名を想定）

なお、記念品の選定については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、記念品の購入金額については、1品当たり3,000円程度とすること。

また、発送日時等の詳細については、甲と協議し決定するものとする。

c スケジュール案の提出

展示開始及び展示期間のスケジュール案を示すこと。

d 実施体制の提示

実施体制について提示すること。（再委託（想定）含む）

### (3) 交流発信型親子イベント

入選作品の表彰式等、啓発コンテストの作品などをもとに「子育ての喜び」を共有するとともに、とちぎ未来クラブ構成団体等の取組内容報告、子育て相談会、企業等のブース出展などの内容とするイベントを実施する。本事業を訴求する主なターゲットは妊婦、子育て世帯等のこどもがいる世帯とする。

ア 日程

- ・11月下旬の土日祝のうち、いずれか1日を想定。
- ・全体での来場者は、1,500名程度の来場を想定している。なお、実際の来場者数により委託料の変更はしない。

イ 会場案

- ・駐車スペースのある会場とすること（有料、無料問わない。）。

ウ イベントの内容

(ア) メインセレモニー

開催時間は13時から2時間程度を目安とする。

なお、実施に当たっては、ニュースや記事になるようメディアへの周知を必ず行うこと。

a 第1部

- ・コンテスト受賞作品の表彰式
- ・とちぎ未来クラブ構成団体等の取組内容報告

b 第2部

- ・子育てに関する著名人トークショー（想定案を以下エに記載する）

(イ) 出展コーナー

子育て関連の個別ブース出展による啓発（想定案を以下オに記載する）

a 相談コーナー

- ・子育ての心理的負担を抱えている母親・父親は多いため、少しでも負担が軽減できるよう各種相談会を実施し、併せて行政等の相談窓口も案内することで、継続した支援へ繋げることを目的とする。

b 子育てパパ・ママ応援コーナー

- ・多数のイベントを実施してきた企業との協力企画により、子育て当事者の身体的負担・心理的負担の軽減につながり、大人も子どもも楽しめる魅力のあるイベントとなることを目的とする。

c コンテスト受賞作品の展示及びこどもぎゅーっとちぎPR動画の放映

- ・会場の複数箇所で開催することで、交流発信型親子イベント全体を通じ、「喜びのある子育て」や「県全体での応援気運」を訴求することを目的とする。

(ウ) アンケートの実施

- ・参加者に対し、QRコード読み取り式のアンケートを実施すること。

なお、イベント参加を契機に、結婚や子どもを持つということに対する気持ちや考え方（価値観）、自身の行動にどんな変化が生じたかを確認するため、「来場時（11月）」と「数か月経過した年度末（3月）」の2回セットを前提としたアンケートを行い、本事業の効果を検証すること。

- ・アンケートの回収率を高めるための、アンケート協力者への記念品（「子育て世帯向けの施設利用優待券」を想定）の購入・発送を実施すること。（記念品の購入・発送は30名を想定）

なお、記念品の選定については、事前に甲の確認を受けた上で行うこととし、記念品の購入金額については、1品当たり3,000円程度とすること。

また、発送日時等の詳細については、甲と協議し決定するものとする。

エ トークショータレント案

- ・1時間程度のトークショー（トークセッションも可）とする。
- ・起用する人物及びその理由を企画提案書に明記すること。
- ・トークショー会場入場は、100人程度とする。
- ・タレントは、子育てや家事、料理等の経験があり、20～30代の保護者に共感が持たれるようなタレントとする。なお、栃木県ゆかりの方である必要はない。

オ 子育て関連個別ブース案

- ・全体で15ブース程度を想定している。提案によりブースの増減は可能。
- ・乙は、クラフト体験等キッズブース、そのほか保護者が楽しめるようなブース、計6ブース程度を企画提案書に明記すること。
- ・また、今後、甲と協力して下記のブースの選定を進めること。  
なお、ブース設置、謝金等経費は委託料に含めるものとする。  
美容体験ブース（企業との連携）、家事が楽になるような家電体験ブース（企業との連携）、電車ブース（企業との連携）、農産物PRブース、栃木県子ども総合科学館キッズブース等

カ 相談会について

- ・相談会に関する人員は、甲が手配することを想定しているが、それ以外の子育てに知見を持

つ者の参加も検討する。

## キ 業務の内容

### (ア) メインセレモニー（第1部及び第2部）関連業務

- a 本業務の総合的な企画、制作、運営
- b 出演者との交渉、運営調整等
- c 運営マニュアル、ステージ台本等の作成  
開催の20日前までには提出すること。校正は最低5回とすること。
- d 運営ディレクター等の派遣、配置
- e 運営スタッフの確保、教育、管理  
企画提案書に運営スタッフの人数を明記すること。
- f 本業務に必要な物品調達、設営、準備、警備、撤去、後片付け、イベント保険への加入  
に要する手続き（事故時の対応を含む）や費用負担
- g 雨天、危機管理対策計画の立案
- h メディアへの周知

### (イ) 出展コーナー関連業務

- a 出展者との各種調整
- b 出展者説明会の開催及び資料作成
- c 官公庁等への諸届出、許認可等の取得
- d 本業務に必要な物品調達、設営、準備、警備、撤去、後片付け、イベント保険への加入  
に要する手続き（事故時の対応を含む）や費用負担
- e 雨天、危機管理対策計画の立案

### (ウ) アンケート関連業務

- a QRコードを活用したアンケートの実施・回収（2回）
- b 記念品の準備・発送
- c アンケート結果の分析・分析結果報告資料の作成・提出

### (エ) 共通業務

- a スケジュール案の提出  
交流発信型親子イベント開催までのスケジュール案を示すこと。
- b 実施体制の提示（再委託（想定）含む）
- c 事業周知  
チラシやポスターの印刷・配布、Webページ、SNSによる発信等により、本事業の周知を図ること。  
なお、Webページは甲が制作・運営する（経費は甲が負担）が、構成やデザイン案を提示すること（別紙1：Webページの構成等を参照）。  
甲が制作するWebページは、「とこぼ」に格納することとするため、必要に応じて「とこぼ」運営・保守管理委託事業者とサブドメインの設定等の調整を行うこと。  
また、各Webページは、パソコン及びスマートフォンでの閲覧に最適化させること。
- d 連絡調整のための会議や打合せの開催及び資料作成
- e 議事録の作成（提出期限は打合せから2開庁日以内とする）

- f 受付、誘導、清掃、ごみ処理等
- g 運営スタッフ等への昼食の確保・配付（必要に応じて実施）
- h その他、本業務の円滑な運営のため、甲と乙で協議し決定した事項

## 5 その他

### (1) 業務責任者等の通知

- ・委託契約後、受託者は、本事業の実施に当たり、十分な経験を有するものを総括責任者として定めなければならない。
- ・統括責任者は、原則として変更できないこととする。

### (2) 「喜びのある子育て」推進キャンペーン実施の留意事項

- ・本事業の実施に当たっては、子育てに関する選択は、あくまで保護者の価値観に基づくものも多く、価値観の押しつけととられることの無いよう十分に留意すること。
- ・性別役割分担があるかのような表現は行わないよう留意すること。
- ・各業務上で撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び動画配信の許可を得ること。
- ・第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- ・県は、必要に応じ、受託者に対して委託事業の処理状況について調査し、報告を求めることができる。

### (3) Web ページ制作の留意事項

- ・Web ページの制作に当たっては、別紙2「デジタルプロモーション等実施時における留意事項」の該当する項目に留意すること。

### (4) 成果物に関する権利の帰属等

#### ア 著作権等の取扱い

- (ア) 本業務にて制作した動画データ、各種素材等の成果物の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）等は、甲に帰属するものとする。
- (イ) 本事業の実施に当たりイラスト、写真、BGM 等第三者が権利を有するものを使用する場合、乙において、第三者との間で発生する著作権、肖像権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担等に係る一切の手続きを行うこと。また、契約期間の終了後も著作権等の問題が発生しないよう、必要な手続きを行うこと。
- (ウ) 乙は、本業務により自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権人格権を行使しないものとする。

#### イ 二次使用について

甲は、成果物について、受託者に許可を得ることなくインターネット上も含めて二次使用できるものとし、乙はそのために必要な手続きを行うこと。本業務の成果は甲に帰属する。

また、本業務の実施に当たって、第三者が権利を有する著作物又は知的所有権等を利用する場合には、乙の責任において、その権利の使用に必要な費用負担や使用許諾契約等に係る一切の手続きを行うこととする。

### (5) 第三者への委託

乙は、委託業務を自ら実施するものとする。但し、委託業務を効率的に実施するために必要な場合は、業務の一部をあらかじめ甲の承認を受けた上で第三者に委託することができる。

### (6) 完了報告書の提出

乙は、委託業務を完了したときは、10 日以内に甲に対して業務完了報告書を提出するものとする。

る。業務完了報告書には、実施した事業の実績報告書に写真及び配信動画データを保存したメディア（HDD等）を含むものとする。

(7) 委託料の支払時期

委託料の支払いは、事業完了検査後の精算払とする。

(8) 機密保持及び個人情報の保護

本事業の実施に際して、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、事業終了後も同様とする。事業実施のための個人情報の取り扱いについては、別紙3「個人情報取扱特記事項」の定めに従うものとする。

(9) 証拠書類等の保管

乙は、本委託事業の実施に要した経費は他の事業と経理区分するとともに、帳簿及び全ての証拠書類を備え、令和12（2030）年度末日まで保管しなければならない。また、甲の求めに応じ、関係資料の提出を行うこと。

(10) その他

本仕様書に定めのない事項であっても甲が必要と認め、指示する簡易な事項については、契約金額の範囲内で実施するものとする。

本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に定める内容について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、定めるものとする。

別紙 1

Web ページの構成等

No	名称	内容	公開時期※
1	「喜びのある子育て」推進キャンペーン啓発ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>各イベント等の啓発ページ（キックオフイベント、啓発コンテスト、交流発信型親子イベント）</li> <li>※検索エンジン等で子育てや子育て関連ワードを検索した際に当該ページが検索結果上位に表示されるように工夫すること。</li> <li>作品募集用ページ及び結果掲載ページのリンク</li> </ul>	優先 1
2	作品募集ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンテスト募集要項（募集要項については甲が作成する。）</li> <li>応募フォーム（応募フォームの構成は別表 1 のとおり。）</li> <li>応募作品ページのリンク</li> </ul>	優先 2
3	応募作品ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集要項に適合した応募作品及び応募者</li> <li>一般投票用の投票機能（投票機能の構成は別表 2 のとおり。）</li> </ul>	優先 3
4	結果掲載ページ	<ul style="list-style-type: none"> <li>入選作品及び入選者</li> </ul>	審査終了後

※優先 1：各イベント等の開始前に構築・公開する。

優先 2：作品募集開始前に構築・公開する。

優先 3：一般投票開始前までに構築・公開する。

別表 1

応募フォームの構成

No	項目	形式	選択項目（仮）
1	氏名	入力	—
2	ふりがな	入力	—
3	郵便番号	入力	—
4	住所	入力	—
5	年齢	選択	～9歳、10代、20代、30代、40代、50代、60代、70代、80歳～
6	電話番号	入力	—
7	メールアドレス	入力	—
8	応募部門	選択	7テーマ
9	作品題名	入力	—
10	ふりがな	入力	—
11	作品紹介	入力	—
12	作品アップロード機能	—	—

別表 2

投票機能の構成

No	項目	形式	備考
1	氏名	入力	記念品抽選希望者のみ入力することを想定
2	メールアドレス	入力	記念品抽選希望者のみ入力することを想定
3	投票機能	選択	手間なく投票可能な機能とする

## 別紙2

### デジタルプロモーション等実施時における留意事項

#### 1 ウェブサイト制作に関する業務

- (1) ウェブサイトを新規制作または改修するときは、「pref.tochigi.lg.jp」をトップレベルドメインとするサブドメインにて公開することを検討すること。なお、その際にサブドメインに使われる文字列は甲と協議の上決定すること。
- (2) ウェブサイトの検索トラフィックや掲載順位を計測するため、Google Search Consoleを導入すること。
- (3) ウェブサイトに問い合わせや予約の申し込み等のフォームを設置する場合、問い合わせフォームは javascript タグなどを用いたフォーム作成ツール（例：hubspot）等を用いて、ウェブサイトのドメイン内で動作するものを設置すること。
- (4) ウェブサイトにおいて、事業効果を最大化しうる SEO（検索エンジン最適化）を施工すること。なお、その際はユーザーの興味・関心から類推される検索キーワードについて、検索回数を参考に抽出し、各ページのタイトル、H1、パンくず等に、それぞれのページに適切な SEO の施工を実施すること。
- (5) SEO 施工時に Google Search Console などを活用し、Google におけるインデックス状況、クローリング状況を定期的にモニタリングするものとし、インデックス、クローリングに問題がある場合には速やかに修正すること。なお、Google Search Console に対してウェブサイトの情報を適切に登録する Sitemap.xml の制作も上記に含むものとする。
- (6) ウェブサイト（ホームページ）やランディングページなどの納品時には、タグマネジメントの設定及び Google Search Console、効果計測並びに広告配信のタグが正常に動くことを確認した上で納品すること。

#### 2 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、「本業務用 Google Analytics」の活用を必須とする。なお、ウェブサイトの新規制作時においては、制作事業者が「本業務用 Google Analytics」を導入し、必要な権限の付与を実施すること。
- (2) 複数のウェブサイトを統合する場合や既存のウェブサイトを大幅に改修する場合等における既存の Google Analytics の活用または新規導入については、甲と適宜検討すること。
- (3) 「本業務用 Google Analytics」上で、本事業における目標設定を行うこと。また、最終レポートには、結果の分析・改善策を必ず記載すること。
- (4) 各種アカウント作成時には、内容について甲の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を甲に譲渡すること。

#### 3 栃木県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 本事業に関連するウェブサイトには、Google Analytics 等の各種計測タグ、リマーケティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、甲が別途指定する「栃木県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「栃木県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を甲に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について甲の承認を得ること。また、「栃木県 Google タグマネージャー」での設定については、事業完了後に一切の権利を甲に譲渡すること。

#### 4 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 甲が別途指定するデジタルマーケティングルール設定シート（DMシート）に基づき、各広告媒体タグのパラメータの設定及びデータの蓄積を行うとともに、「本業務用 Google Analytics」で取得した数値を施策効果として報告すること。
- (3) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に甲が指定するリマーケティングタグを設定し、広告経由訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「栃木県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトにおいて、プロモーションの目標に相応しいイベントを設定し、計測すること。必要に応じて、媒体タグでの計測も実施すること。
- (5) 広告運用開始後一週間以内に、本事業において取得すべきデータが取得できていることを確認し、甲へ報告すること。
- (6) 広告運用における透明性確保のため、広告アカウント管理画面に対するアクセス権を甲へ付与すること。なお、MCC などを用いることが出来る場合は、栃木県 MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (7) 広告アカウントは、本事業用に新規に取得すること。

#### 5 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告アカウントを栃木県 MCC（マイククライアントセンター）及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、甲とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (4) リスティング広告（検索連動型広告）を実施する場合は、ディスプレイネットワークを含める設定を除外すること。

#### 6 Yahoo!広告を利用する場合

- (1) Yahoo!広告アカウントを栃木県 MCC（マイククライアントセンター）とリンクすること。
- (2) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。
- (3) Yahoo!Japan が提供するデータソリューションなど、デジタルマーケティング支援サービスなどを利用する場合には、甲とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

#### 7 SNS 広告を利用する場合

- (1) SNS 広告アカウントを栃木県公式 SNS ビジネスマネージャーや甲が指定する SNS ページとリンクすること。
- (2) SNS 広告を実施する場合は、甲に対して当該 SNS のアナリストの権限を付与すること。
- (3) リマーケティングタグの導入及びリマーケティングリストの共有は、甲の指定する方法に従い運用すること。

#### 8 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 甲が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) YouTube を利用する場合、YouTube チャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的な SEO を施工すること。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google 広告を利用する場合は、YouTube チャンネルと Google 広告アカウントをリンクさせること。

## 9 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体のプライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得した Cookie と受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。

## 別紙 3

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

#### (従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

#### (収集の制限)

第4 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第6 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (作業場所の特定等)

第7 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

#### (複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

#### (資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

#### (資料等の廃棄等)

第10 乙は、この契約による業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報が記録された資料等を、この契約完了後直ちに、当該個人情報の復元又は判読が不可能な方法に

より、当該情報を消去し、若しくは当該資料等を廃棄し、又は甲に引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(再委託)

第 11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、この契約による個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先にこの契約による一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(事故発生時における報告)

第 12 乙は、この契約による業務に関して、個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第 13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第 14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。